

5	年	保	存
機	密	性	1
平成 27 年 10 月 1 日から 平成 32 年 9 月 30 日まで			

基監発 1001 第 3 号  
平成 27 年 10 月 1 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
( 契 印 省 略 )

「労働関係法規等の講義への講師の積極的な派遣について」の一部改正について

標記の件については、平成 26 年 6 月 2 日付け基監発 0602 第 1 号「労働関係法規等の講義への講師の積極的な派遣について」（以下「課長内かん」という。）により通知しているところであるが、平成 27 年 9 月 30 日付け地発 0930 第 6 号・基総発 0930 第 2 号・職総発 0930 第 2 号・雇児雇発 0930 第 2 号・政労働参発 0930 第 2 号「労働法制の普及等に関する取組の更なる強化について」記 2(4)により、労働法制の普及等に関する取組実績等に係る報告が求められたことから、下記のとおり、課長内かんの一部を改正し、これまで求めてきた報告を廃止し、本日より適用することとしたので、了知いただきたい。

記

課長内かん本文のおって書きを削ること。